

入札参加者のみなさまへ

大 阪 市

大阪市税、消費税及び地方消費税の入札参加資格における取扱いについて

入札参加資格、入札参加有資格者名簿登録における各種税金の完納を求める要件について、徴税官庁において新型コロナウイルスの影響により納税が困難になった場合の特例猶予制度が設けられていることに伴い、次のとおり取扱います。

【工事請負 事後審査型制限付一般競争入札】

1. 入札参加資格

(共通事項)

- 1 (2) ④入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金(法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費)を完納していること
- ⑤消費税及び地方消費税の未納がないこと

2. 入札参加資格審査における取扱い

各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されていることが確認できる場合には未納の扱いとはしないものとします

3. 対象期間

開札日が令和2年5月22日の案件から新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の「特例制度」が廃止されるまで

【入札参加有資格者名簿登録(工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等)】

1. 取扱いを定める資格要件

(入札参加資格審査申請要領)

- ・大阪市税に係る徴収金を完納していること

2. 入札参加資格審査における取扱い

新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されていることが確認できる場合には未納の扱いとはしない

3. 対象期間

令和2年5月受付分から新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の「特例制度」が廃止されるまで

【政府調達協定の適用を受ける一般競争入札又は指名競争入札】

「工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等」

1. 取扱いを定める入札参加資格

- ・大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- ・消費税及び地方消費税を完納していること

2. 入札参加資格審査における取扱い

各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されていることが確認できる場合には未納の扱いとはしない

3. 対象期間

開札日が令和2年5月22日以降の案件から新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の「特例制度」が廃止されるまで

- ・担当：大阪市契約管財局契約部契約課

担当	電話	FAX
工事契約G (工事請負) (測量・建設コンサルタント等)	06-6484-7424 ・7893	06-6484-7990
委託・物品契約G (業務委託)	06-6484-7083	
委託・物品契約G (物品供給等)	06-6484-7356	